

AMCoR

Asahikawa Medical College Repository <http://amcor.asahikawa-med.ac.jp/>

旭川医科大学紀要 (2008.03) 24号:13~22.

まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み

田村圭一

まさに規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の試み An Essay in Normative Ethics in Sports

田 村 圭 一
Keiichi Tamura

Abstract

Ethics in sports is conceived to be one of the subdivisions of normative ethics. Normative ethics is divided into ethical theorizing and applied ethics. Applied ethics is literally interpreted as an attempt to apply an ethical theory to specific moral questions in particular contexts. But applied ethicists do not prefer the top-down applications of normative theories. They try to be sensitive to particular contexts in which specific moral questions would come into view and try to answer them without appealing to general theories. Ethics in sports is, in this sense, an attempt of applied ethics in so far as it is related to the practices of sports.

Ethics in sports must be distinguished from philosophy of sports in a narrow sense. Philosophy of sports investigates the essence of sports. But morality in sports is not always identical to the goodness or excellence internal to the practices of sports. The goodness or excellence internal to the practices of sports is determined by the essence of sports, whereas morality in sports is not exhausted by the essence of sports. Therefore, we must separate ethics in sports from philosophy of sports. Ethics in sports can be something more than philosophy of sports.

In order to illustrate normative ethics in sports, we take up the question about what is called fair play or sportsmanship. We suggest that fair play or sportsmanship should be evaluated as supererogatory.

キーワード：スポーツ倫理学、規範的な倫理学、実践に内在的な善、フェア・プレイ、功績

ethics in sports, normative ethics, the goodness internal to the practices, fair play, supererogation

はじめに

本稿の目的は規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の意義をあきらかにすることである。スポーツ倫理学の研究は1972年に国際スポーツ哲学会(IAPS)の前身が創立されてから、盛んである。スポーツ倫理学の論文集が何冊か編まれている。しかし、スポーツの本質の探究としてのスポーツ哲学から

区別される狭義のスポーツ倫理学の意義は、必ずしも認知されていないように見える¹。たしかに、スポーツ倫理学がある特定の分野における規範的な倫理学の展開であるという理解は共有されている。しかし、スポーツ倫理学が規範的な倫理学としての地位に見合うものになっているかどうか、必ずしもあきらかではない。スポーツ倫理学がスポーツ哲学の議論を踏まえなければならないということは、改めて指摘するまでもない。しかし、スポーツ倫理学はスポーツの本質の探究にとどまることなく、スポーツをめぐる倫理的な問題の解決を目的とするものである。スポーツの倫理がスポーツの本質から自動的に出てくるとはかぎらない。スポーツの本質に関する哲学的な議論に専念し、スポーツをめぐる倫理的な問題に踏み込まないとするならば、スポーツ倫理学の規範的な倫理学としての地位に相応しくない。本稿は規範的な倫理学の観点を強調することによって、何ほどか独自の仕方、スポーツ倫理学への期待に応えることを試みる。

本稿は第1節で、規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の地位を確認することからはじめる。スポーツ倫理学は規範的な倫理学に徹することによって、単なるスポーツ哲学と差別化され、自らへの期待に応えられる。第2節で、特に、「実践」の概念を援用し、規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学がどのような方法論に基づくべきであるか、整理する。以上の第1節と第2節はスポーツ倫理学に関する一般的な議論になっている。しかし、スポーツ倫理学への期待は、スポーツをめぐる倫理的な問題を解決するということである。したがって、スポーツ倫理学の本領は個別具体的な問題の事例研究において、発揮されると考えられる。本稿は第3節において、しばしば、取り上げられるフェア・プレイの問題を論ずる²。フェア・プレイがどのように評価されるべきであるかということに関する提案で以って、第1節と第2節で語られる規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学が具体的にどのような営為であるか、例示することにする。

1. 規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学の地位

スポーツ倫理学はスポーツをめぐる倫理的な問題の解決に貢献することを目的とする学問分野である。スポーツをめぐる倫理的な問題として、たとえば、スポーツにおける勝利至上主義の問題がある。競技において、勝利を重視するあまりに、競技者が禁止薬物を摂取するということがある。所謂、ドーピングは道徳的にどのように評価されるべきか。さらに、ドーピングに手を染める背景にある勝利至上主義は、どのように評価されるべきかという問題である。また、スポーツと暴力の観点から、ボクシングの存廃が議論されることもある。ボクシングという競技の外で、他人を殴るということは一般的に許されない。刑法に触れる可能性があるし、道徳的に非難されるということもあきらかである³。ボクシングは一般的に許されない暴力から成り立っているように見える。したがって、ボクシングの暴力的な性格が問われ、ボクシングの存廃が論じられるに至る。以上の例にかぎられることなく、スポーツをめぐる倫理的な問題は多種多様である。

スポーツ倫理学への期待はスポーツをめぐる倫理的な問題を解決するということである。スポーツに何らかの本質があるとして、スポーツの本質がどのようなものであるか、あきらかにすることは、倫理的な問題の解決に貢献するかぎり、スポーツ倫理学にとって、必要である。しかし、スポーツ倫理学はスポーツの本質のあきらかにするスポーツ哲学にとどまるものではない。スポーツの倫理はスポーツの本質から自動的に出てくるものであるとはかぎらない。仮にスポーツの倫理がスポーツの本質から自動的に出てくるものであるとしても、前者が後者から自動的に出てくる関係であることを確立する方法論的な議論がなければならない。したがって、スポーツ倫理学はスポーツ哲学から歩を進めなければならない。スポーツをめぐる倫理的な問題の解決を目的として掲げるということは、ス

スポーツ倫理学がまさに規範的な倫理学にほかならないということである。

規範的な倫理学とは「私たちはどのように生きるべきであるか」・「私たちはどのように振る舞うべきであるか」という問題に取り組む倫理学の一分野である。倫理学という学問分野は一般的に「どのように生きるべきであるか」・「どのように振る舞うべきであるか」という問題を解決することに尽きるという印象があるかもしれない。倫理学は規範的な倫理学に尽き、規範的な倫理学以外に倫理学はないと言われるかもしれない。しかし、倫理学は規範的な倫理学とメタ倫理学に大別され、後者のメタ倫理学は、少なくとも表向きは「どのように生きるべきであるか」・「どのように振る舞うべきであるか」との問題の解決を目的とするものではない。メタ倫理学はさらに認識論・存在論・意味論に分けられ、たとえば、認識論は「私たちはどのように道徳的な信念を獲得するか」、あるいは、「私たちの道徳的な信念はどのように正当化されるか」という問題に取り組む⁴。メタ倫理学の問題は少なくとも議論の出発点において、「どのように生きるべきであるか」・「どのように振る舞うべきであるか」と無関係に問うことができるものである⁵。どのような道徳的な信念が正当化されるかということ、すなわち、正当化される道徳的な信念の内容は、私たちがどのように生きるべきであるか、どのように振る舞うべきであるかということに直接的に係ってくる。しかし、私たちの道徳的な信念がどのような仕方でも正当化されるかということは、少なくとも直接的に私たちがどのように生きるべきであるか、どのように振る舞うべきであるかということに関係しないように見える。道徳的な信念の正当化の仕方をめぐる主義主張の対立があるとしても、どのような道徳的な信念が正当化されるかという正当化される道徳的な信念の内容に関する合意に到達することができるからである。

さて、規範的な倫理学はさらに規範的な理論と応用倫理学に分けることができる。規範的な理論は、一般的に「私たちはどのように生きるべきであるか」・「私たちはどのように振る舞うべきであるか」という問題に取り組むもので、たとえば、義務論・功利主義・徳の倫理学のように定式化されるものである。義務論・功利主義・徳の倫理学のような理論は、私たちがいる特定の文脈において、どのように振る舞うべきであるかということではなく、文脈に拘泥することなく、一般的に、私たちがどのように生きるべきであるかということ定式化する。したがって、特定の文脈において、私たちがどのように振る舞うべきであるかということは、文脈毎の事情を考慮に入れながら、一般的な性格を持っている規範的な理論を特定の文脈に適用する形で解決がはかられるようになるように見える。特定の文脈で生ずると予想される倫理的な問題への規範的な理論の適用による問題の解決の試みが応用倫理学である。したがって、応用倫理学は倫理的な問題が生ずると予想される特定の文脈毎に分かれることになる。生命倫理学・情報倫理学・環境倫理学・企業倫理学などである。スポーツ倫理学も応用倫理学の下位分類である。

繰り返すと、応用倫理学は一般的な性格を持っている規範的な理論の特定の文脈への適用として定式化される。しかし、実際の応用倫理学の営為は既に確立されている規範的な理論をトップダウン方式で適用するというのではない。応用倫理学の現実には、特定の文脈において生ずる問題を剔抉することからはじめ、一般的な理論のような既製の解決策を持ち出すことなく、あくまで特定の文脈に内在的に、問題の解決を模索するという状況である。既に確立されている一般的な理論が特定の問題に適用されるトップダウン方式は、応用倫理学の実際の状況からすると、逆である。むしろ、応用倫理学における問題の解決の試みが一般的な理論を確証することもあると言う方が適切である。何れにしても、応用倫理学の営為は一般的な理論の適用に終始するのではなく、個別具体的な文脈に密着しながら、倫理的な問題の解決を模索するものとして位置付けられる。

倫理学	メタ倫理学	認識論 存在論 意味論
	規範的な倫理学	規範的な理論 応用倫理学 生命倫理学 情報倫理学 環境倫理学 企業倫理学 …… スポーツ倫理学 ……

表1. 倫理学の体系

スポーツ倫理学は既存の一般的な理論のスポーツへの適用という意味ではなく、スポーツの文脈に密着しながら、スポーツをめぐる倫理的な問題の解決を模索するという意味で、応用倫理学の一分野であると言うことができるし、さらに、規範的な倫理学の一分野であると言うことができる。たしかに、スポーツをめぐる倫理的な問題の解決にとって、「スポーツとは何か」というスポーツの本質をあきらかにすることを旨とするスポーツ哲学の議論は手掛かりになる。しかし、スポーツの本質があきらかになるとき、スポーツをめぐる多種多様な倫理的な問題が自動的に解決されるというわけではない。スポーツの倫理はスポーツの本質と絡み合っているとしても、両者は区別される。本稿が規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学という観点を強調するのは、スポーツの本質に関する哲学的な議論に終始することによって、直ちに、スポーツをめぐる倫理的な問題が解決されると示唆する議論に反対するためである。スポーツをめぐる倫理的な問題はスポーツの本質に関する哲学的な議論から派生的に取り扱われるべきものではなく、倫理的な問題の解決自体を直接的な目的とする規範的な倫理学の営為を要請するものである。

2. スポーツの実践に内在的な善と倫理

スポーツ倫理学の営為はどのような方法論に基づくものであるか。既に触れてあるように、本稿はスポーツ倫理学がスポーツ哲学から差別化され、スポーツの倫理がスポーツの本質から自動的に出てくるものではないと強調する。なぜならば、スポーツの本質がしかじかであるということがあきらかにされ、競技者がしかじかのスポーツの本質を実現するとしても、したがって、後述するように、競技者がスポーツの実践に内在的な善を達成するとしても、だから、直ちに、スポーツの本質を実現し、スポーツの実践に内在的な善を達成する行為が道徳的に是認されるとはかぎらないからである。スポーツの本質を実現する行為はスポーツの本質を実現するゆえに、道徳的に是認される、ないしは、スポーツをめぐる道徳的な懸念を解消するという主義主張は、スポーツの実践の社会的な性格を捨象し、スポーツの実践がスポーツの実践のみで成り立っているかのような狭隘な観念に取り付かれている。もともと、スポーツの実践の位置する社会的な文脈が捨象されるとするならば、スポーツをめぐる倫理的な問題は生じない。倫理的な問題は社会的な文脈の中で生ずるもので、競技者が競技に専心し、スポーツを取り巻く社会的な文脈を無視することが許されるならば、倫理的に問題は消失し、あとはスポーツの本質を実現するときの巧拙が残るのみである。スポーツの本質を実現するときの巧拙とスポーツの本質を実現することの道徳的な是非は別である。

括弧付きでスポーツの「本質」を語ることが許されるならば、スポーツの「本質」は「身体の運動

能力がある特定の仕方発揮されるとき卓越性の実現をはかるもの」であると言えるように見える。以上の定式があくまで括弧付きであるのは、スポーツの実践が社会的な文脈を捨象してはじめて成立する、孤立している営為ではなく、まさに社会的な文脈の中で営まれるものであるからである。したがって、十全な意味のスポーツの本質は、社会的な文脈を捨象するときの「身体の運動能力が……」という抽象的な定式が社会的な文脈を勘案するとき鍛え上げられる結果として出てくるものでなければならない。社会的な文脈を捨象するゆえに、貧弱なものであらざるを得ないスポーツの「本質」を盾に、「スポーツの『本質』に制約されないスポーツの倫理は、スポーツの外からスポーツにとって外在的な道徳として押し付けられるものである」と批判するのは、まったく正当ではない。問題視されるべきであるのは、むしろ、安易にスポーツの外を想定し、一切の道徳をスポーツの外に追い遣る、批判の前提になっているスポーツ哲学の貧困の方である。

さて、以上の議論の鍵は「実践」の概念、特に、スポーツの実践に内在的な善の概念である。スポーツの本質を実現し、スポーツの実践に内在的な善の概念を達成するとしても、だから、直ちに、道徳的に是認されるとはかぎらない。A. マッキンタイヤは「実践」を次のように定義する。すなわち、実践とは「社会的に確立されている、複数の人間の協力する人間の活動の、整合的で、複雑な形式のものである。当の活動を通し、当の形式の活動に相応しく、部分的に当の活動を定義する卓越性の基準の達成を試みることから、活動に内在的な善が実現される。結果として、卓越性を達成する人間の能力と関係する目的と善に関する人間の概念が体系的に拡張される」(MacIntyre 1984: 187)。

問題は実践に内在的な善、ないしは、実践に内在的な卓越性の基準である。マッキンタイヤの取り上げる例は、チェス・フットボール(!)・農作・建築である(MacIntyre 1984: 188-189)。子供とチェスを指し、子供が勝つと、褒美に何か与えると約束するとする。褒美はチェスの実践に外在的な善である。褒美は今、たまたま、チェスと結び付けられている。しかし、チェスに勝つ以外の、当の褒美の品を獲得するほかの手段がある。チェスの勝負にどのような外在的な要素が結び付けられるとしても、外在的な善と別に、チェスに卓越するというチェスに内在的な善がある。内在的な善はチェスの実践ぬきに特定化できるものではない。チェスに内在的な善とはチェスに卓越することにほかならないからで、チェスに卓越するということがチェスに言及することなく、あきらかにされるとは考えられないからである。チェスの経験がないと、チェスに内在的な善を同定することは困難である。チェスの経験がないと、チェスに内在的な善を判断することは困難である。チェスに勝つために、子供は何か不正を働くかもしれない。したがって、子供が褒美を獲得し、自分の選好を充足するとしても、チェスに卓越しているとは言えないかもしれない。実践に内在的な善の達成は個人が自らの個人的な選好を充足するという個人の意志決定の問題に尽くされない(Horton and Mendus 1994: 10)

実践の直接的な目的は当の実践に内在的な善の達成であるから、「どのような振る舞いが実践に内在的な善の達成になるか」ということに関する卓越性の基準を含む。実践は卓越性の基準に権威を認め、基準に従う形を取る。だから、実践に外在的な善が個人的に獲得できるものである一方、実践に内在的な善は実践への参加者全体にとっての善である。実践は原子論的に分離される個人の実践ではなく、実践に参加する参加者全体と実践の持っている伝統という文脈において考えられなければならない。徳は実践と結び付けられる形で、次のように定義される。すなわち、「徳は後天的に獲得される人間の性質で、徳の保持と行使が実践に内在的な善の達成を可能にし、徳の欠如が実践に内在的な善の達成を妨げるものである」(MacIntyre 1984: 190-191)。

以上の徳の定義は十分な定義の近似にすぎないものの、徳と実践との関係は窺える。実践に内在的な善の達成を目指すとき、私たちは自分が実践に内在的な善の達成という点で不十分であるとの指摘

に応じ、既に立てられている基準に従い、ほかの実践者に従わなければならない。実践的に内在的な善を達成する条件は、徳を身に付けるということである (MacIntyre 1984: 191)。徳は実践に内在的な善を達成するために必要なものである。徳を欠くとき、行為者は実践に内在的な善を認知することが困難で、外在的な善を認知できずにすぎない (MacIntyre 1984: 196)。

チェスの実践はチェスに内在的な善を達成することが目的で、チェスに内在的な善を達成するために必要とされる性質がチェスの実践における徳である。言うまでもなく、チェスの実践における徳はフットボールの実践における徳と別である。チェスの実践に卓越している行為者はチェスの実践における徳を保持していると想定されるとしても、だから、同じように、フットボールの実践に卓越し、フットボールの実践における徳を保持しているとはかぎらないからである。実践に内在的な善はおのおの実践において異なるので、共軌できないと考えられる。

問題は道徳の実践がチェス、あるいは、フットボールを範例とする多種多様な実践の一であると考えられるとしても、チェス、あるいは、フットボールの実践に内在的な善は直ちに道徳的な善と同定されるものではないということである。言うまでもなく、チェス、あるいは、フットボールの実践は、道徳の実践ではない。道徳の実践に内在的な善は、定義上、道徳的な善である。チェス、あるいは、フットボールに内在的な善はある手続きを踏んではじめて、道徳的な善と同定されることがあるとしても、何の手続きも踏むことなく、直ちに、道徳的な善と同定されることはない。私たちはたとえば、毒殺の実践を想定することができる。上首尾に相手を毒殺することを目的とする実践で、毒殺の実践に内在的な善とは、たとえば、如何に相手に気取られることなく、毒を服させるかという毒殺の見事さである。毒殺の見事さは道徳的な善であるとはかぎらない。否、一般的に、毒殺の見事さは道徳的な悪である。

以上のような実践に内在的な善に関するマッキンタイヤの議論は、スポーツ倫理学にとって、次のような方法論的な意義を持っていると考えられる。第一に、スポーツの括弧付きの「本質」が「身体の運動能力がある特定の仕方発揮されるとき卓越性の実現をはかるもの」であるならば、スポーツの実践に内在的な善は身体の運動能力の卓越性を実現すること、特に、競技の相手との比較で、運動能力の卓越性を示し、競技で勝利することである。しかし、スポーツの括弧付きの「本質」と相関的に定式化されるスポーツの実践に内在的な善を実現することは、「スポーツの実践に内在的な善を実現するから」という理由で、道徳的に是認されるとはかぎらない。したがって、スポーツの倫理学の方法は、スポーツの実践がほかの実践から切り離されるところに成立すると想定されるスポーツの括弧付きの「本質」を探究することに尽きるものではない。もともと、スポーツの括弧付きの「本質」は、道徳から切り離されるところに成立するからである。

第二に、スポーツの倫理がスポーツの「本質」のうちに見出されるものに尽きないとするならば、スポーツの倫理は結局のところ、スポーツの外からスポーツに押し付けられるものにすぎないと言われるかもしれない。しかし、以上の批判は的外れである。スポーツの実践は社会的な文脈のうちに位置付けられ、したがって、十全な意味のスポーツの本質もスポーツの実践の位置付けられる社会的な文脈を勘案することによってはじめて、あきらかにされる。スポーツの実践自体とスポーツの実践の位置付けられる社会的な文脈は便宜的に区別されるとしても、両者は分離できない仕方絡み合い、一体のものとしてスポーツの実践を形作っている。スポーツの倫理の探究は、スポーツの実践の位置付けられる社会的な文脈を勘案しながらの試行錯誤によるほかない。

さて、以上の方法論に基づき、本稿は所謂、「フェア・プレイ」の問題を論ずる。フェア・プレイの問題と私たちの持っている道徳的な概念を付き合わせながら、スポーツにおけるフェア・プレイが道

徳的にどのように評価されるべきであるかということに関するある案を提出する。もちろん、本稿の提案は訂正を許さない唯一無二のものとして意図されるものではない。本稿の提案は言わば、叩き台である。スポーツをめぐる倫理的な問題を議論し、叩き台を提出する試み自体が少なくとも部分的にスポーツの実践の位置付けられる社会的な文脈を形成していくことになる。

3. 事例研究「フェア・プレイはどのように評価されるべきであるか」

所謂、「フェア・プレイ」とは何かということが問われ、フェア・プレイの評価が問題とされる例として、次のような「美談」(!)を取り上げる。世界的なテニス選手、清水善造(1891-1977)の逸話である。

1920年のウィンブルドン大会で、当時29歳の清水は大方の予想に反し、勝ち進んでいく。当時の選手権保持者への挑戦権を賭しての試合で、清水はアメリカ合衆国のW. T. チルデンと対戦する。試合は白熱の好試合で、チルデン優位のうちに進む。あるとき、清水の球を追うチルデンの足が繻れ、転倒しながら、球を打ち返す。清水はコートの中を空いている側を攻めることなく、チルデンが体勢を立て直しているところに、ゆるやかな球を返してやる。チルデンは打ち返し、ラリーをものにする。しかし、観客は清水に大きな歓声を送る⁶。

さて、以上の美談を材料としてフェア・プレイを論ずる以前に、幾つかの注記が必要である。第一に、美談はしばしば事実と異なる場合がある。万全の体勢ではないチルデンのところ、ゆるやかな球が返ってくるという点は事実であるとしても、清水が意図的にゆるやかな球を返してやったかどうかという点は必ずしもあきらかではない。しかし、美談はしばしば、読者に「清水は意図的に、敵に塩を送る流儀で、ゆるやかな球を返してやった」と印象付けるものになっている⁷。ゆるやかな返球が清水の意図するものではなかったするならば、美談は美談としての価値を減ずるかもしれない。清水の意図は必ずしもあきらかではない。したがって、「事実と異なる」とまで言えないとしても、あきらかに勇み足がある。

第二に、清水はウィンブルドン大会での活躍にかぎることなく、ほかの戦績からしても、世界的なテニス選手であることは疑われない。しかし、当時は体格の面で劣るところもある、欧米以外の出身の選手が欧米の選手に伍すること自体が驚きの対象であった。したがって、試合の評価が「清水は当然、劣っているはずで、ましてや、敵に塩を送るような真似をするはずがない」という前提からなされている可能性は大きい。すべて偏見を払拭することはできないかもしれないとしても、私たちはある特定の前提からの評価にとらわれないように注意しなければならない。

何点かの懸念はあるものの、問題は「テニスの試合で、不利な体勢にあるような相手に、容易に打ち返せるような、ゆるやかな球を返してやるということは、どのように評価されるべきであるか」とまとめることができる。「競技者は自分自身の身体能力の卓越性を示すために、簡単に言うと、相手に勝利するためにプレイするものであるから、自らの優位を失い、相手を利するプレイは、肯定的に評価されるものではなく、むしろ、スポーツ選手の精神に反するものとして否定的に評価されるべきである」と言われるかもしれない。以上の評価が括弧付きのスポーツの「本質」に忠実に、スポーツの倫理をスポーツの「本質」から導き出す議論であるということは見取れる。たしかに、スポーツの競技で、端から勝利を目指すことなく、むしろ、自らの敗北に繋がるようなプレイを続けることは、スポーツ選手としての精神に反し、スポーツの競技を破壊するものである⁸。

スポーツの競技は当の競技がどのようなものであるかということの規定する規則から成り立っていると見ることもできる。規則に反するプレイは反則として何らかの罰が与えられる。反則に当たるプレイと反則に対する罰は、既にして規則に規定されている。したがって、反則をおかし、罰せられるということ自体が直ちにスポーツの競技を破壊するというわけではない。しかし、反則が頻繁に繰り返され、競技の進行自体が滞るという事態は、スポーツの競技を破壊する。もはや、スポーツの競技が成り立たなくなる。

さて、問題は美談に窺えるような清水のプレイがテニスの競技を破壊するものであるかどうかということである。清水のプレイが競技を破壊するものであるならば、清水のプレイは少なくとも肯定的に評価されるものではなくなる。清水はもはや、テニスをしていると見なされなくなるから、清水のプレイをテニスのプレイとして肯定的に評価することはできないからである。

しかし、私見を述べると、清水のプレイは必ずしもテニスの競技を破壊するものではない。第一に、清水のプレイはテニスという競技を規定する何らかの規則に反するものではない。既に触れてあるように、反則の連続はしばしば、スポーツの競技を破壊する。しかし、清水のプレイは反則ではないし、ましてや、反則の連続ではない。第二に、たしかに、清水のプレイは少なくとも一時的に、自らの優位を失い、相手を利する。しかし、だから、直ちに、スポーツ選手の精神に反するとの意味で、スポーツの競技を破壊するというわけではない。スポーツの競技において、競技を構成する個別のプレイのうち、1個のプレイが勝利を目的としないと見なされるとき、直ちに、競技者はスポーツ選手の精神に反し、スポーツの競技を破壊していると断罪されるというわけではない。競技者がスポーツ選手の精神に反しているかどうかということに関する評価は、一連のプレイ全体に徴して、なされるべきである。一連のプレイ全体が競技での勝利という目的に適うと見なされるときも、個別のプレイで、意義の疑わしいものが出てくることもある。1個のプレイが競技の雌雄を決する決定的な意義を持つこともあるし、勝敗の決定との関連が判然としないプレイもある。勝利を目的としないプレイが連続し、決定的な場面で勝利という目的との関連が疑わしいプレイが出るときは別としても、意義の判然としない1個のプレイで、スポーツ選手の精神をうんぬんするのは拙速である。

スポーツの競技における勝敗は、多分に偶然によって左右されるところがある。しかし、問題は幸運であれ、不運であれ、運によって左右される程度が過度であるならば、私たちは身体能力の卓越性の指標としてのスポーツの競技における勝敗の意義を疑わざるを得ない。「競技の勝敗として表わされるもの以外に、身体能力の卓越性は認められない」と言われるかもしれない。たしかに、試合の敗者に関し、「敗者は試合に負けた。しかし、敗者の方が身体能力において卓越している」と言うならば、不当である。競技者の身体能力の卓越性は、結局のところ、競技の勝敗で以って、判断されるほかない。競技での勝敗以外のところに、身体能力の卓越性に関する尺度をもとめることはできない。しかし、運によって左右される程度が過剰であるとき、私たちは試合の勝敗が競技者の身体能力の優劣を忠実に反映していると受け取ることを躊躇する。問題は程度の差であるから、運によって左右される程度の過剰である場合と過剰とまでは言えない場合の厳密な線引きは困難であるものの、チルデンの転倒は不運によるもので、チルデンが不運によって試合に負けるならば、身体能力の卓越性の指標としての、試合における勝敗の意義が疑われるところまで行くとされるかもしれない。したがって、清水のゆるやかな返球は勝敗が過剰に偶然によって左右されることを補正する意義を持つものとして位置付けられるかもしれない。

以上の解釈は清水のプレイを肯定的に評価することを可能にする。さて、清水のプレイが肯定的に評価されるとして、具体的にどのような仕方でも肯定的に評価されるべきであるか。私たちは評価に関

する概念として、正当と不当という概念とは別に、《supererogatory》という概念を持っている。スポーツの競技における正当と不当の評価は、基本的に競技を規定する規則との関係でなされるべきであると考えられる。したがって、プレイが規則を遵守するものであるとき、当のプレイは正当であるし、プレイが規則に反するとき、当のプレイは不当である。問題は競技の規則の遵守、ないしは、規則への違背の観点からは、単に「規則に反していない」との評価以外の評価を持たないという意味で、評価が困難でありながら、しかし、他方で、私たちに何らかのさらなる評価、特に、「規則を遵守する正当なプレイである」という以上の、さらなる肯定的な評価を要求してくるプレイである。清水のプレイはまさに以上のような複雑な評価を要求するプレイであるように見える。本稿の提案は清水のプレイに《supererogatory》との評価を適用するべきであるというものである。

スポーツの競技者にとって、競技を規定する規則を遵守することは義務である。したがって、規則を遵守し、義務をはたすことは正当であるし、逆に、規則に違背し、義務をはたさないことは不当である。競技者は規則を遵守することで、スポーツの競技を破壊しないように要請されるからである。しかし、競技を破壊しないように要請されるとしても、競技の意義が疑われ、競技が破壊される危機に瀕するとき、競技者自身が競技の危機を修復するところまで要請されるというわけではない。競技者自身が単に競技するにとどまることなく、競技の意義の危機において、競技の意義の回復に努めるということまで、競技者に課される義務であるというわけではない。競技者が競技を破壊してはならないということと競技者が競技の危機を修復しなければならないということとは別である。しかし、たとえば、偶然の過剰な介入のような、競技の意義の危機を補正すること自体はスポーツの競技としての意義をまっとうに実現することに繋がるので、肯定的に評価され得る。《supererogatory》とは、義務として要請されること以上の、肯定的に評価されるべき対象に与えられる評価である。「功績」、ないしは、仏教的な用語を使用し、「功德」と翻訳されることもある《supererogatory》との評価は、単に義務をはたすにとどまらない、一般的にとてもし得ないと思なされる、ある種の英雄的な行為に適用される評価である。したがって、《supererogatory》と形容される行為は、肯定的に評価される一方で、一般的な観点からすると、「行き過ぎではないか」との違和感を惹き起こすことがあるかもしれない。英雄の振る舞いは肯定的に評価されるとしても、しばしば、私たちの目に奇矯に映る敬遠されるべきものであるからである。清水のプレイに肯定的な評価のはばかりられるところがあるとしても、肯定的な評価への躊躇まで《supererogatory》との評価によって適切に掬い取られる。《supererogatory》との評価は評価の対象となる行為と評価者の間にある距離、評価者が評価の対象である行為に敬意を表しながら、しかし、遠ざけるところもあるという距離を暗示するものになっているからである。

本稿の提案は「清水のプレイに見られる、所謂、『フェア・プレイ』は、私たちが持っている単に義務をはたすという以上の、英雄的な行為に関する評価の概念、すなわち、《supererogatory》との評価を適用されるべきである」という提案としてまとめられる。

4. 結語

本稿は規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学を試みるものである。規範的な倫理学としてのスポーツ倫理学とは、私たちの持っている道徳的な概念と付き合い合わせながら、スポーツをめぐる倫理的な問題の解決を模索する試みである。第3節の議論は、フェア・プレイの問題に関する、以上のような意味のスポーツ倫理学の実践として意図されている。

註

1. 「スポーツ哲学とは、スポーツの本質の探究である」との定義は、スポーツの本質を否定する議論を排除しない。探究の結果として、スポーツは本質を持たないということがあきらかになるかもしれない。
2. 「フェア・プレイ」の概念は「スポーツマンシップ」の概念と交換可能である。しかし、差別的ではない表現 (political correctness) として、「フェア・プレイ」の語を使用する。
3. 所謂、「他者危害の原則」が想起される。J. S. ミル流の自由主義は他者に危害を及ぼさないかぎり、行為者に自由が認められる。裏を返すと、自由主義の立場からしても、他者に危害を及ぼす行為は許されない。
4. 存在論は道徳的な事実、あるいは、道徳的な特性の存在論的な地位を問うものである。たとえば、道徳的な特性があるとして、道徳的な特性が自然的な特性とどのような関係にあるかという問題が論じられる。また、意味論は「正しい」・「不正である」などの道徳的な語がどのような意味を持っているか、あきらかにすることを目的とする。「道徳的な文がどのような機能を持っているか」という問題は、意味論・構文論・語用論の区別を前提にすると、意味論ではなく、語用論に属するものであるように見える。しかし、道徳的な文の機能はメタ倫理学の意味論における中心的な問題と見なされている。
5. ただし、メタ倫理学が規範的な倫理学とどのような関係にあるか、両者が隔離できるかどうかという点は、議論になる。拙稿、「倫理学における表出主義と道徳的な実践への含意」(*Nagoya Journal of Philosophy*, 6, 2007) 参照。
6. 上前淳一郎、『やわらかなボール』(文春文庫、1986年)の記述を参考にする。
7. 清水の美談はかつて教科書に掲載されていた。また、同じ掲載されるにしても、どのような観点から掲載されるか、時期によって観点が異なるという問題もある。何れにしても、教科書への掲載は、教科書が国民国家を担う「国民」の育成を目的とする公教育のツールである以上、スポーツ倫理学にとって「スポーツとナショナリズム」の問題を検討するときの格好の材料になる。以上の論点に関し、註6の『やわらかなボール』はある意味、スポーツ倫理学の実践になっている。
8. 大相撲で、所謂、「無気力相撲」が問題視されることがある。相撲が真正のスポーツであるかどうかという点は議論があるものの、無気力な取り組みがスポーツとしての相撲を破壊することは事実である。

文献

- MacIntyre, A. *After Virtue*, 2nd ed., University of Notre Dame Press: Notre Dame, Indiana, 1984.
- Horton, J. and Mendus, S. 'Alasdair MacIntyre: *After Virtue* and After' in Horton and Mendus, eds., *After MacIntyre*, University of Notre Dame Press: Notre Dame, Indiana, 1994, 1-15.

(たむらけいいち 哲学)